

日本語教育機関第三者評価実施要項

令和 3 年 6 月

一般財団法人 日本語教育振興協会

I 第三者評価の目的・基本方針等

1 評価の目的

- (1) 日本語教育機関の質的水準の向上
- (2) 日本語教育機関の内外における理解の促進
- (3) 日本語教育機関における教育活動の改善

2 評価の方針

- (1) 「日本語教育機関第三者評価基準」に基づく評価
- (2) 自己点検・評価に基づく評価
- (3) 日本語教育機関の特色に資する評価
- (4) 透明性の高い評価

3 評価の対象

次の(1)から(3)を対象とします。

- (1) 一般財団法人日本語教育振興協会(以下「日振協」という。)維持会員
- (2) かつて日振協の維持会員で、新たに日振協維持会員となり、第三者評価を受けることを希望する日本語教育機関
- (3) 告示後、留学生受入れ事業に3年以上の実績のある日本語教育機関で、第三者評価を受けることを希望する日本語教育機関

II 評価の実施体制

1 第三者評価委員会

日本語教育についての専門家・学識者及び日本語教育機関関係者、その他広く日本語教育について識見を有する者5名程度で構成し、評価委員及び特別委員の選任は理事会で行います。

2 評価チーム

評価チームは、1機関につき、第三者評価委員会の評価委員と特別委員による2～3名で編成し、委員の選任は第三者評価委員会で行います。

3 審査会

理事会が選任した者(第三者評価委員会の各委員は対象外)で構成します。
(別紙1参照)

III 評価基準と評価結果

1 評価基準

評価基準は、「日本語教育機関第三者評価基準」（以下「評価基準」という。）を適用します（別紙2参照）。

2 評価基準設定の考え方

- (1) 関係法令や日本語教育機関の告示基準（以下、「告示基準」という。）を遵守しているか。
- (2) 専ら外国人を対象とした日本語教育機関における質保証は担保されているか。

3 評価基準等の構成

評価基準は、1. 理念・教育目標から15. 地域貢献・社会貢献まで15の大項目、100の小項目で構成されています。

この評価基準を自己点検・評価ができる形に整理したものが、「自己点検・評価報告書」（以下「報告書」という。）です（別紙3参照）。

この報告書の大項目『2. 学校運営 2. 1日本語教育機関の告示基準に適合している。』については、「告示基準」適合状況点検表（以下「点検表」という。）で、受審機関が自ら確認することになっています。

それ以外の小項目については、別添「自己点検・評価の手引」（以下「手引」という。）（別紙4参照）を参考に、自己点検・評価を実施し、第三者評価のための添付（根拠）資料を整えてください。

4 評価の最終表現

報告書に記述された大項目ごとの「達成状況、課題、改善計画等（400字程度で記述）」を踏まえ、評価結果のコメントを行います。

IV 評価の方法

1 評価チームによる評価

報告書に基づき、書類審査及び実地審査により、評価チームが評価案を作成します。

原則として、「告示基準」適合状況が確認されない限り、評価は行いません。

(1) 書類審査

評価チームが、報告書の記述内容、添付(根拠)資料を確認します。

併せて、受審機関関係者に対して、書類審査時における不明な点などの確認、不足する資料の有無や再提出の依頼、報告書の記述を裏付ける調査などを行います。

(2) 実地審査

評価基準の評価項目のうち、受審機関において確認を要する内容については、評価チームが当該機関に出向き、関係者との意見交換等を通じて調査・確認します。

当該機関側の出席者は、設置代表者(理事長)、校長のほか、主任教員、自己点検・評価の責任者など評価チームからの質問に対して責任をもって回答することができる教職員に出席をお願いします。

2 第三者評価委員会による検証及び評価

受審機関の作成した報告書及び添付(根拠)資料と評価チームの評価案に対し、評価チームの評価の妥当性、論理性、公平性などを検証し、問題点があれば、評価チームに確認や追加説明などを求めます。その上で、第三者評価委員会としての評価を確定し、当該機関に通知します。異議申立てがなければ、この通知が最終評価となります。

3 評価受審機関による異議申立て

第三者評価委員会から通知を受けた受審機関は、評価の内容について確認し、評価項目の評価結果について不服があるときは、その根拠と関連する資料を提出し、異議を申し立てることができます。(別紙5参照)

4 審査会の最終評価

受審機関から異議申立てがあった場合は、審査会を設置し、異議の内容を、報告書、第三者評価委員会による評価結果と照合して審査し、最終的な評価を確定します。審査会による最終評価は、当該機関に通知します。

5 受審機関への通知と結果の公表

受審機関は、最終評価通知を書面による閲覧やホームページへの掲載などの方法で公表しなければなりません。

日振協は、評価結果を日振協ホームページ及び日振協ニュースへ掲載するなど社会に公表します。

V 評価料

評価料	維持会員	385,000 円 (消費税込)	[I. 3 (1)、(2)]
	非維持会員	770,000 円 (消費税込)	[I. 3 (3)]

評価料は、所定の報告書及び添付(根拠)資料を日振協へ提出する前に日振協に送金し、申請時に送金通知書写しを併せて提出してください。

VI 第三者評価の有効期間

- (1) 第三者評価の有効期間は、認定後 3 年とします。
- (2) 2 回目以降の第三者評価は、第三者評価を受けた年度から 3 年目に受けていただくことになります。

VII 評価のスケジュール

自己点検・評価報告書 提出期限 認定有効期間の始期 4 月 1 日 10 月 1 日	前年の 11 月末日 同年の 5 月末日
評価チームによる評価	自己点検・評価報告書提出機関から順次審査
第三者評価委員会による評価	評価案作成機関から順次審議
受審機関への通知	評価決定後直ちに通知
当該機関による異議申立て	評価通知後 2 週間以内